

令和3年度

介護保険サービス事業者集団指導資料

【 VII 福祉用具系サービス 】

（介護予防）福祉用具貸与

特定（介護予防）福祉用具販売

令和4年3月

和歌山市指導監査課

(介護予防) 福祉用具貸与・特定(介護予防) 福祉用具販売

(1) 人員に関する基準

福祉用具専門相談員の員数・管理者【福祉用具系サービス共通】

【指導事例】

- 従業者の出退勤の記録がなく、勤務実態が確認できない状態となっていた。

管理者及び福祉用具専門相談員の配置要件を満たしていることを明確にするため、実際の出勤時間と退勤時間を記録すること。なお、出勤簿に押印のみの勤務記録では勤務時間の確認ができないため、必ず実際の勤務時間を記録すること。また、代表取締役などの役員が管理者として勤務する場合も、実際の勤務時間の記録が必要となる。

職種	配置基準
管理者	配置要件 常勤であり、原則として専ら福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所に従事する者
福祉用具専門相談員	①配置要件 福祉用具専門相談員の必要員数は、 <u>常勤換算方法で2以上</u> ※ 特定福祉用具販売も同様の規定。貸与・販売を一体的に運営している事業所は、2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、それぞれの人員基準を満たす。 ②資格要件 介護福祉士・義肢装具士・保健師・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・福祉用具専門相談員指定講習の修了者

(2) 運営に関する基準

① 衛生管理等【(介護予防) 福祉用具貸与】

【指導事例】

- 福祉用具の保管又は消毒を委託する場合の契約の締結にあたっては、保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するための内容とするものとしなければならないが、具体的な事項を文書により取り決められていなかった。
- 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況の定期的な確認について、その結果等の記録が適切に行われていなかった。

福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うこと。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、その製造業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作

確認等)が確実に実施されるよう、特に留意すること。

福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合、保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

- a 当該委託等の範囲
- b 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- c 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準[福祉用具貸与の運営基準]に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
- d 事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- e 事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記dの指示を行った場合において当該措置が講じられたことを事業者が確認する旨
- f 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- g その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

業務の実施状況についての定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。この際、上記c及びeの確認の結果の記録を作成すること。上記dの指示をする場合は、文書により行うこと。

② 地域との連携等【福祉用具系サービス共通】

各運営基準では、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合の取扱いを示している。例えば福祉用具貸与については以下のとおり。

「指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与の提供を行うよう努めなければならない。」（令和3年度新設）

これは、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者にサービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合（※）を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。

(※) 「正当な理由がある場合」とは、次のとおり。

- a 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- b 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- c その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

③ 特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成【特定（介護予防）福祉用具販売】

【指導事例】

- ・ 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方を利用する利用者に係る計画について、一体的に計画を作成していなかった。
- ・ 特定福祉用具販売計画を作成していなかった。

福祉用具販売計画の作成にあっては、福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

福祉用具貸与の利用の有無にかかわらず、特定福祉用具販売の提供にあたっては、特定福祉用具販売に係る計画を作成すること。

（3）報酬に関する基準

① 軽度者に対する福祉用具の例外給付について【（介護予防）福祉用具貸与】

【指導事例】

- ・ 軽度者（下記参照）に車いす等の貸与の対象となっていない福祉用具を貸与する際に、例外給付の算定対象であるかについて適切に確認を行っていなかった。

軽度者（要支援1・2及び要介護1の者。ただし、自動排泄処理装置については、要介護2・3の者も含む。）は、その状態像から見て使用が想定しにくい（介護予防）福祉用具貸与の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となっている。なお、当該貸与対象外となる種目は次のとおり。

- a 車いす
- b 車いす付属品
- c 特殊寝台
- d 特殊寝台付属品
- e 床ずれ防止用具
- f 体位変換器
- g 認知症老人徘徊感知機器
- h 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- i 自動排泄処理装置

原則として軽度者に対する貸与対象外種目となっている福祉用具を貸与する場合には、別添「和歌山市における軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の対象要件及び関係書類について」を参照のうえ、担当の介護支援専門員と連携し、貸与できるかの確認を必ず行うとともに、確認した文書について保管しておくこと。なお、例外給付の対象であることの確認に用いる文書は次のとおり。

- a 認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しの内容が確認できる文書
- b 主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が要否を判断した旨の記録

c 市町村が軽度者に対する特定の福祉用具貸与の要否を判断した旨の記録

② 貸与価格の上限について【（介護予防）福祉用具貸与】

全国平均貸与価格に標準偏差を加えることで算出される貸与価格の上限を超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないことに留意すること（平均貸与件数が1月あたり100件未満の福祉用具は対象外。）。【平成30年10月1日適用】

公表された全国平均貸与価格及び設定された貸与価格の上限については、令和3年度以降、3年に1度の頻度で見直しが行われる。ただし、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しが行われず、次に見直しを行う年度に見直される。（令和3年度一部改訂）

③ 月途中でのサービス提供の開始及び中止【（介護予防）福祉用具貸与】

福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が1月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行うこと（当分の間は半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）。月途中でサービスを開始・中止した場合の算定方法を運営規程に記載すること。